

「特定重大事故等対処施設」の概要

特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

【特定重大事故等対処施設が有する主な機能】

①減圧操作機能

特定重大事故等対処施設から、既設の主蒸気逃がし安全弁を動作させ、原子炉圧力容器内を減圧する機能

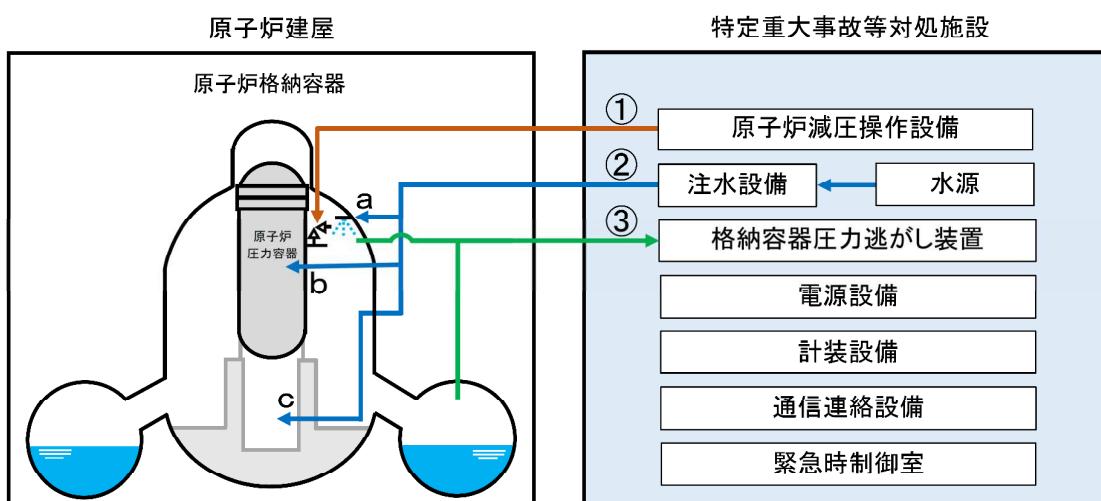
②冷却機能

特定重大事故等対処施設として設置する水源から、原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水またはスプレイする機能

- a. 原子炉格納容器スプレイ
- b. 原子炉圧力容器への注水
- c. 原子炉格納容器下部への注水

③原子炉格納容器過圧破損防止機能

特定重大事故等対処施設として設置する格納容器圧力逃がし装置により、放射性物質を低減させながら、原子炉格納容器内のガスを大気中に排気することで、原子炉格納容器内を減圧する機能



【特定重大事故等対処施設の設置期限】

新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から 5 年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されている。